

## 玉名市規則第9号

### 玉名市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、玉名市景観条例（平成28年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める工作物)

第2条 条例第2条第2項の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの
- (3) 煙突
- (4) 高架水槽
- (5) 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱（次号に掲げるものを除く。）
- (6) 電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
- (7) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設
- (8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (9) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- (10) 自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設
- (11) 汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
- (12) 広告塔又は広告板
- (13) 橋りょう

(規則で定める特定施設)

第3条 条例第2条第9項の規則で定める施設及び設備は、次に掲げるものとする。

- (1) 飲食店業を営むための施設
- (2) 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設（当該施設で販売又は貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。）
- (3) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設
- (4) カラオケボックス
- (5) 屋上広告

(届出を要する行為の規模等)

第4条 条例第7条第1項第2号アの規則で定める規模は、高さ13メートル又は

建築面積1,000平方メートルとする。

2 条例第7条第1項第2号イの規則で定める規模は、高さ13メートル（第2条第6号に規定する工作物にあっては20メートル）又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートルとする。

3 条例第7条第1項第2号ウの規則で定める規模は、高さ2メートルとする。

4 条例第7条第1項第2号オの規則で定める面積は、3,000平方メートルとする。

5 条例第7条第1項第2号オの規則で定める規模は、高さ5メートル及び長さ10メートルとする。

6 条例第7条第1項第2号カの規則で定める面積は、3,000平方メートルとする。

7 条例第7条第1項第2号カの規則で定める規模は、高さ5メートル及び長さ10メートルとする。

8 条例第7条第1項第2号キの規則で定める面積は、3,000平方メートルとする。

9 条例第7条第1項第2号クの規則で定める堆積の期間は、90日とする。

10 条例第7条第1項第2号クの規則で定める面積は、500平方メートルとする。

11 条例第7条第1項第2号クの規則で定める規模は、高さ2メートルとする。  
(行為の届出)

第5条 条例第7条第1項の届出、同条第2項の規定による届出及び同条第3項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 景観形成推進地区における行為 景観形成推進地区における行為の（変更）届出書（様式第1号）及び行為の種類に応じて別表第1に定める図面

(2) 景観形成推進地区を除く景観計画区域における行為 景観形成推進地区を除く景観計画区域における行為の（変更）届出書（様式第2号）及び行為の種類に応じて別表第2に定める図面

(3) 特定施設届出地区における行為 特定施設届出地区における行為の（変更）届出書（様式第3号）及び行為の種類に応じて別表第3に定める図面

(勧告の通知)

第6条 市長は、法第16条第3項又は条例第7条第5項の規定による勧告を行う必要があると認めるときは、当該勧告に係る届出をした者に対し、その旨を景観計画区域内行為勧告通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の勧告を行う必要がないと認めるときは、当該勧告に係る届出をした者に対し、その旨を通知するものとする。

(規則で定める公共的団体)

第7条 条例第8条第1項の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人水資源機構
- (2) 独立行政法人都市再生機構
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (4) 日本下水道事業団
- (5) 独立行政法人国立病院機構
- (6) 国立大学法人
- (7) 公立大学法人
- (8) 独立行政法人国立高等専門学校機構
- (9) 地方住宅供給公社
- (10) 地方道路公社
- (11) 土地開発公社

(届出を要しない行為)

第8条 条例第9条第1項第1号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観計画において景観形成推進地区ごとに定める規模以下の行為
- (2) 次に掲げる広告物の設置又は外観の変更
  - ア 熊本県屋外広告物条例(昭和39年条例第66号)第6条第1項第1号又は第3号に該当するもの
  - イ 張り紙、張り札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出又は表示されないもの
  - ウ 表示面積が1平方メートル以下のもの
  - エ 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
- (3) 地盤面下又は水面下における行為
- (4) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (6) 景観計画において景観形成推進地区が定められ、又は拡張された際、当該景観形成推進地区の決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為

2 条例第9条第1項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設で、次に掲げる行為
  - ア 建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去で、これらの行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
  - イ 建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、これらの行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの

ウ 次に掲げる工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

(7) 第2条第1号に規定する工作物で、高さが1.5メートル以下のもの（増築後又は改築後の高さが1.5メートルを超えるものを除く。）

(イ) 第2条第2号から第5号までに規定する工作物で、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が5メートル以下のもの（増築後又は改築後の高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が5メートルを超えるものを除く。）

(ウ) 第2条第6号に規定する工作物で、高さが10メートル以下のもの（増築後又は改築後の高さが10メートルを超えるものを除く。）

(エ) 第2条第7号から第11号までに規定する工作物で、高さが5メートル以下かつ築造面積が10平方メートル以下のもの（増築後又は改築後の高さが5メートルを超え、又は築造面積が10平方メートルを超えるものを除く。）

エ 工事に必要な仮設の建築物又は仮設の工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

オ 前項第2号から第5号までに掲げる行為

(2) 景観計画において特定施設届出地区が定められ、又は拡張された際、当該特定施設届出地区の決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為

3 条例第9条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 建築物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更で、これらの行為に係る高さが13メートル以下又は床面積の合計が1,000平方メートル以下のもの

(2) 次に掲げる工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

ア 第2条第1号に規定する工作物で、高さが2メートル以下のもの（増築後又は改築後の高さが2メートルを超えるものを除く。）

イ 第2条第2号から第5号まで又は第7号から第11号までに規定する工作物で、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が13メートル以下のもの（増築後又は改築後の高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が13メートルを超えるものを除く。）で、かつ、敷地面積が1,000平方メートル以下のもの

ウ 第2条第6号に規定する工作物で、高さが20メートル以下のもの（増築後又は改築後の高さが20メートルを超えるものを除く。）で、かつ、敷地

面積が1,000平方メートル以下のもの

エ 第2条第13号に規定する工作物で、菊池川及び繁根木川を除く河川に架かる橋りょう

(3) 土地の区画形質の変更で、変更に係る土地の面積が3,000平方メートル以下かつ高さ5メートル以上又は長さ10メートル以上のり面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(4) 鉱物の掘採又は土石の採取で、当該行為の行われる土地の面積が3,000平方メートル以下かつ高さ5メートル又は長さ10メートルを超えないもの

(5) 木竹の伐採で、伐採面積が3,000平方メートル以下のもの

(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるものの

ア 建築物の存する敷地外における物件の堆積で、高さが2メートル以下かつ水平投影面積が500平方メートル以下のもの

イ 外部から見通すことができない場所における物件の堆積

ウ 堆積場の用に供する土地の使用期間が継続して90日を超えない場合の物件の堆積

(7) 第1項第2号から第5号までに掲げる行為

(事前協議の提出書類)

第9条 条例第11条第1項の協議は、事前協議書（様式第5号）及び行為の種類に応じて別表第1に定める図面を提出して行うものとする。

(条例第16条第1項の規則で定める面積)

第10条 条例第16条第1項の規則で定める面積は、1ヘクタールとする。

(景観形成住民団体の認定要件)

第11条 条例第17条第1項の規則で定める団体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 活動の内容が景観形成に資すること。

(2) 活動の内容が一定期間において継続が可能であること。

(3) 活動の内容が他の住民等に対し不利益を与えるものでないこと。

(4) 次に掲げる事項を定めた規約を有すること。

ア 目的

イ 名称

ウ 活動地域

エ 活動の内容

オ 事務所等の所在地

カ 構成員に関する事項

キ 役員の数、任期及び職務に関する事項

ク 会議に関する事項

ケ 会計に関する事項

(景観形成住民団体の認定申請)

第12条 条例第17条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類を提出して行うものとする。

- (1) 景観形成住民団体認定申請書(様式第6号)
- (2) 団体規約
- (3) 団体の活動区域を示す図面で縮尺が2,500分の1程度のもの
- (4) 団体の構成員及び役員の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び事務所の所在地)を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(景観形成住民団体の認定通知等)

第13条 市長は、条例第17条第2項の規定による申請があった場合において、審査の上、景観形成住民団体の認定をしたときは、景観形成住民団体認定通知書(様式第7号)により、当該申請を行ったものに通知するものとする。

2 市長は、前項の認定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(景観形成住民団体の認定の取消し)

第14条 市長は、条例第17条第3項の規定により景観形成住民団体の認定を取り消したときは、景観形成住民団体取消通知書(様式第8号)により、速やかにその団体の代表者に通知するものとする。

(条例第18条第3項の規則で定める要件)

第15条 条例第18条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の区域を対象としていること。
- (2) 建築物等の形態、意匠、色彩の調和及び敷地の緑化その他景観形成に関する事項が定められていること。
- (3) 有効期間が5年以上であること。

(助成等)

第16条 条例第20条の規定による助成等の基準その他助成等に関し必要な事項は、別に定める。

(景観審議会の組織及び運営)

第17条 玉名市景観審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

- 5 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 6 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 7 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 9 審議会に、必要な調査及び研究を行うため、部会を置くことができる。
- 10 部会員は、会長が指名する者をもって充てる。
- 11 部会に部会長1人を置き、部会委員の互選によってこれを定める。
- 12 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 13 審議会の庶務は、建設部建設課において処理する。
- 14 前13項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。